

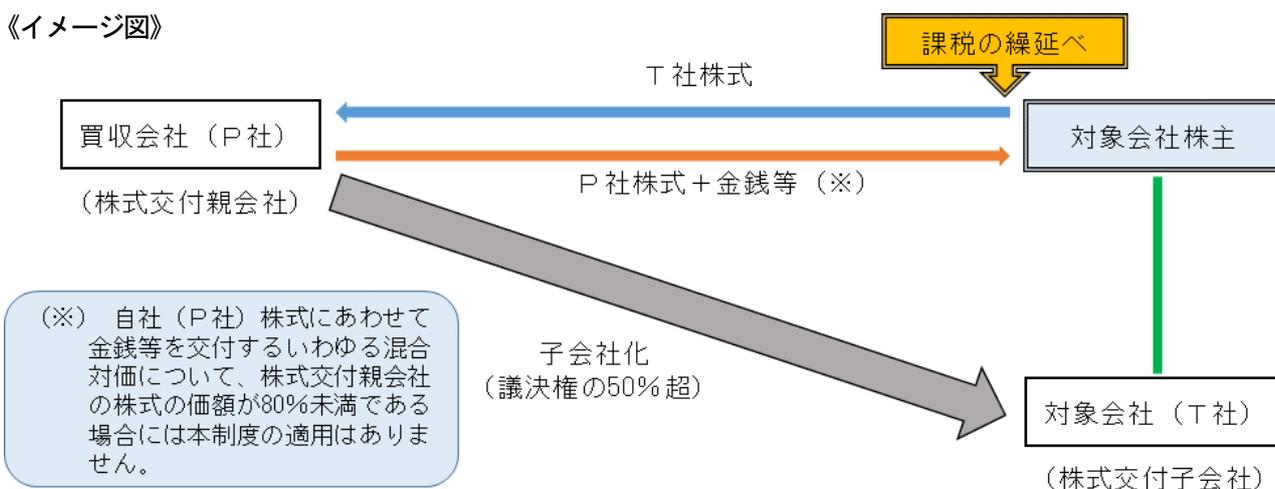
Ⅲ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正

1 株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例の創設

〔創設された制度の概要〕

法人が、株式交付によりその所有株式を譲渡し、その株式交付に係る株式交付親会社の株式の交付を受けた場合（その株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額がその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額の80%に満たない場合を除きます。）には、その譲渡に係る対価の額は、その所有株式のその株式交付の直前の帳簿価額に相当する金額に株式交付割合を乗じて計算した金額とその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（その株式交付親会社の株式の価額及び配当見合い金銭等の額を除きます。）とを合計した金額とする特例（すなわち課税の繰延べができる特例）が創設されました（措法66の2の2①）。

《イメージ図》



(1) 対象となる株式の譲渡

本制度は、法人が所有株式を発行した他の法人を株式交付子会社（注1）とする株式交付（注2）によりその所有株式を譲渡し、その株式交付に係る株式交付親会社（注3）の株式の交付を受けた場合（その株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額がその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額の80%に満たない場合を除きます。）に適用があります（措法66の2の2①）。

（注1） 株式交付子会社とは、株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社をいいます（会社法774の3①一）。

（注2） 株式交付とは、株式会社が他の株式会社をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、その株式の譲渡人に対してその株式の対価としてその株式会社の株式を交付することをいいます（会社法2三十二の二）。以下同じです。

（注3） 株式交付親会社とは、株式交付をする株式会社をいいます（会社法774の3①一）。以下同じです。

(2) 株式交付割合

株式交付割合とは、株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額がその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（配当見合い金銭等の額（剰余金の配当として交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額をいいます。以下同じです。）を除きます。）のうちに占める割合をいいます（措法66の2の2①）。

(3) 譲渡対価の額の計算

本制度による譲渡対価の額は、次により計算した金額となります（措法66の2の2①）。

(算式)

$$\bullet \text{ 譲渡対価の額} = \left[\frac{\text{所有株式の株式交付直前の帳簿価額}}{\text{株式交付割合}} \times \text{株式交付割合} \right] + \text{交付を受けた金銭等の額 (注)}$$

$$\bullet \text{ 株式交付割合} = \frac{\text{交付を受けた株式交付親会社の株式の価額}}{\text{交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額 (配当見合い金銭等の額を除く.)}}$$

(注) 交付を受けた金銭等の額とは、交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額から交付を受けた株式交付親会社の株式の価額及び配当見合い金銭等の額の合計額を控除した金額をいいます。

(4) 適用に当たっての注意点

外国法人については、その外国法人の恒久的施設において管理する株式交付に係る所有株式に対応して株式交付親会社の株式の交付を受けた部分を除き、本制度の適用がないこととされています(措法66の2の2②、措令39の10の3①)。

(5) その他

株式交付親会社は、その確定申告書に株式交付計画書及び株式交付に係る主要な事項に関する明細書を添付する(株式交換及び株式移転についても同様となります。)とともに、その明細書に株式交付により交付した資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を添付する必要があります(法規35五・六)。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の86)。

〔適用時期〕

令和3年4月1日以後に行われる株式交付について適用されます(改正法附則53)。

2 その他

○ その他、資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率(措法62の3④十、措令38の4②、改正法附則1十二、改正措令附則1七)	○ 適用除外措置(優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外措置)の適用対象となるマンション敷地売却事業について、その認定買受計画に、決議特定要除却認定マンション(改正前:決議要除却認定マンション)を除却した後の土地に新たに建築される一定のマンションに関する事項等の記載があるマンション敷地売却事業とされました。	改正マンション管理適正化法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行されます。なお、本制度は平10.1.1から令5.3.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。
(2) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(措法65①七、措規22の2④五、改正法附則1十三、改正措規附則1八) (措法65⑩、68の72⑩、改正法附則1十三)	○ 本制度の適用対象に、敷地分割事業が実施された場合においてその資産に係る敷地権利変換により除却敷地持分等を取得したときが追加されました。 ○ 完全支配関係がある法人の間で譲渡された譲渡損益調整資産の譲渡利益額を引き続き計上しないこととする措置の適用対象に、敷地分割事業における敷地権利変換があったことによりその譲渡損益調整資産の譲渡につき本制度の適用を受ける場合が追加されました。	改正マンション管理適正化法の施行の日から施行されます。 同上
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除(措法65の4①三、68の75①、措規22の5①三、改正法附則52①、68①) (措法65の4①三)	○ 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、次のとおり改正が行われました。 イ 適用対象から開発許可を受けて行われる一団の宅地造成事業に係る土地等の譲渡が除外されました。 ロ 適用対象となる土地地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業について、施行地区の全部が市街化区域に含まれる土地地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業に係る土地等の譲渡に限定されました。 ハ 適用期限が令和5年12月31日まで3年延長されました。	令3.4.1以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 —

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措法65の4①二十二の二、改正法附則1十二)	○ 適用対象となるマンション敷地売却事業について、通行障害既存耐震不適格建築物に該当する決議特定要除却認定マンション(改正前:決議要除却認定マンション)の敷地の用に供されている土地等につき実施されたマンション敷地売却事業とされました。	改正マンション管理適正化法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行されます。
(4) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除(措規22の6④四イ、改正措規附則1)	○ 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除について、福島県知事が作成する促進計画の定めるところにより農地等が譲渡された場合が対象とされました。	令3.4.1から施行されます。
(5) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例・特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例・特定の資産を交換した場合の課税の特例(旧措法65の7①表三・五、68の78①表三・五、措法65の8①、65の9、68の79①、68の80、旧措令39の7④⑥④、旧措規22の7③④、22の69③④、改正法附則52②、68②)	○ 適用対象から、過疎地域の外から内への買換え及び危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画に基づく土地等の買換えが除外されました。	令3.4.1前に対象資産を譲渡した場合における同日前に取得をした買換資産又は同日以後に取得をする買換資産及びこれらの資産に係る特別勘定又は期中特別勘定については、従来どおり適用されます。
(6) 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例(旧措法66の2の2、68の86、旧措令39の10の3、39の100、旧措規22の9の3、22の73の2、改正法附則54、70)	○ 本制度は、廃止されました。	令3.4.1前に認定を受けた特別事業再編計画に係る特別事業再編による株式等の譲渡については、従来どおり適用されます。